

近世、眼病を巡る人々の動き

— 徳山藩における筑前目医師田原氏を中心に —

吉積 久年

はじめに

筆者は、前の紀要第35号で「領外長逗留者に見る近世社会—徳山毛利家文庫『御蔵本日記』を読む—」を著わし、徳山藩領への人と物の流入実態を明らかにすること、ひいては近世中・後期の物流の実態に迫ることを試みた。¹⁾

その中で意外に多く目に留まったものに医師が居り、とりわけ目医師に関わる記事に多くぶつかった。そこで、今回、目医師に改めて注目し直すとともに、特に筑前須恵（現福岡県粕屋郡須恵町、福岡市の東隣り）の目医師田原氏に関する史料記述が目立ち、また地元で史料が決して多く残っていないという状況からも注視の目を向けることにしたい。とにかく、この時代は目を患う者が想像以上に多かつたといえる。²⁾ 依拠する史料は断わらない限り、山口県文書館架蔵の徳山毛利家文庫「御蔵本日記」である。

当該日記から領外目医師の許へ治療に向き、長く在所をあけることを裁許した記事を抽出したのが表1である。また、筑前須恵の目医師田原家へ赴いた事例については、別に表2に集めてみたが、如何に須恵への通いが熱かつたかが容易に見てとれる。須恵田原家については、表2以外に藩主一族関係もあることを考えると、その観は愈々強い

表2 筑前須恵の目医師田原家行きの実況

注) 丸数字は閏月を示す

年号(西暦)	月日	患者名	期間	備考
享保6(1721)	3.4	小沢丁山口屋又右衛門娘(付人男女各2人)	40日	
"	3.26	讓羽村百姓	?	
享保7(1722)	2.20	瀬戸・讓羽村百姓男女3人	?	
享保9(1724)	4.21	山田魚助	?	
"	7.28	穴戸直	又々8月から80日	
享保10(1725)	8.9	兼巻村庄屋為国又七	?	
享保17(1732)	3.4	盤屋方太郎	?	
元文4(1739)	9.29	西巻井庄屋宇田伝七	?	
寛保2(1742)	正.14	山根友齊	100日	
"	正.21	江村新五兵衛組兵左衛門	90日	正/15出立、4/24帰
"	正.24	三木善兵衛組喜左衛門	50日	
寛保3(1743)	正.21	青木新兵衛	50日	
延享2(1745)	2.15	御座弁治	35日	
"	"	岡組ノ喜左衛門	当月~4月中	
"	8.17	荒住子幾平	50日	
寛延2(1749)	5.7	箱島甚七	100日	
宝暦元(1751)	6.4	小野政右衛門妻	70日	6/13風氣に付無期延期 →⑥/7療治ならず昨日帰着
宝暦3(1753)	2.15	長崎七郎右衛門母、十太右衛門娘	150日	7/8更に150日→10/3帰
宝暦5(1755)	6.14	貞右衛門組銀六	100日	9/11過半快方に付後帰
"	8.16	庄屋内當七左衛門母	35日	
宝暦6(1756)	9.11	組外石丸伴六	50日	8/2出足、今日帰
"	11.18	徳山村庄屋村尾甚左衛門	50日	
宝暦10(1760)	9.6	柳大工亀吉忠左衛門	先方30日	10/8帰
"	"	荒住子利右衛門娘	先方50日	10/8帰
宝暦12(1762)	正.15	須乃村庄屋鶴岡某	50日	
宝暦13(1763)	2.9	島羽玄蕃、介添舎弟同伴	100日	
明和2(1765)	4.9	組小頭善右衛門	100日	
明和7(1770)	5.9	御座善右衛門伴十七	?	昨晚帰
明和8(1771)	2.20	中山惣左衛門	50日	
"	4.12	亀谷忠左衛門	?	昨晚帰
安永2(1773)	2.5	御手廻子山本好右衛門伴善兵衛	150日滞留	③/27昨日帰
"	③.13	景山号市	60日	
安永7(1778)	8.10	杉山金吾妹	100日	
"	"	棟居又右衛門弟俊貞	100日	
安永8(1779)	5.15	建映院鑑寺玄峰	?	帰寺の筈のところ不帰
"	10.期	御煮方金八	100日	
安永9(1780)	5.9	御手廻子喜右衛門	?	
天明元(1781)	2.25	小貫只七妻	100日	
"	6.7	玉井民五郎・玉井弥兵衛妻	20日	幸府天満参りと併せ
"	12.20	谷三郎兵衛	40日	
天明3(1783)	10.16	飯田源七	?	
天明6(1786)	正.21	組外田中吉兵衛	30日	3/17今晚帰
"	2.4	松心寺	70日	3/18帰
"	"	泉所寺隠居	100日	3/18帰
天明7(1787)	正.晦	吉村組仙右衛門	100日	
"	2.23	井本正蔵	30日	3/朔出足のところ江戸火事に付延引、3/9出足→4/12今150日→7/朔昨晚帰
"	6.22	荒住子嘉右衛門	30日	
天明8(1788)	正.24	藤井章蔵組五左衛門	?	今日乗船
寛政元(1789)	正.26	御挨拶ノ多七	20日	5/6一昨日帰
"	2.28	松尾善兵衛伴喜藤太	60日	
寛政2(1790)	3.16	福田権蔵	70日	9/5引続筑前へ
寛政3(1791)	正.16	河内村喜右衛門	正/25~100日間	
"	2.24	甚七	2/24~100日間	
"	4.25	伊藤五郎右衛門	50日滞留	5/20帰
"	5.16	下松町福田屋吉右衛門	50日	
寛政4(1792)	3.20	伊藤五郎右衛門	100日	
寛政6(1794)	4.朔	羽仁伝蔵・伴三郎	70日	
"	7.17	和田文吾	先方14日	8/11帰
"	11.6	熊谷四郎左衛門	?	
享和元(1801)	3.7	粟屋丹宮	70日	
"	"	山本善助	70日	
文化9(1812)	4.11	富海村庄屋清水由助	30日	
文化14(1817)	4.27	海蔵寺	100日	
文政4(1821)	3.20	興元寺	?	3/26明日出足
文政6(1823)	5.26	建映院隠居	?	
嘉永2(1849)	9.3	御手廻子常吉	?	昨夜帰

近世、眼病を巡る人々の動き(吉積)

四九

表1 領外目医師行きの実況

注) 丸数字は閏月を示す

年号(西暦)	月日	行先	患者名	期間	備考
享保9(1724)	5.15	山口今山	山田魚助	30日	4/21筑前行
享保11(1726)	3.4	山口今山	石川与左衛門	40日	2/13~30に引続き
"	5.20	山口今山	石川与左衛門	40日	
享保19(1734)	2.7	山口今山	江村新五左衛門組丈六	?	9/24山口より乗取帰り
"	2.11	山口今山	川曲村庄屋河野源右衛門	?	
享保21(1736)	4.18	山口辺巧者目医師	吉屋七兵衛	14~5日	5/17帰
元文2(1737)	4.6	防府	長崎五郎左衛門	4/7~14日間	
寛保3(1743)	3.10	山口	河合伴蔵組片山善平	30日→4/25迄延長	4/21一昨日帰
"	4.13	防府桑山	組外兼田貞六	?	今晚帰
延享元(1744)	6.3	山口今山	吉屋長兵衛	15日	
延享3(1746)	正.20	京大坂	奈古屋頼母	100日	
寛延元(1748)	3.26	山口今山	善浦作左衛門	?	4/26昨日帰
"	10.9	山口宮野	玉井権左衛門	3週り	
"	10.15	三田尻	松原久左衛門	7日	
寛延3(1750)	6.29	(山口今山)	善浦作左衛門	?	昨日帰
"	10.7	山口	林民右衛門	10日	10/9今朝出足
宝暦元(1751)	3.8	山口	本町年寄村尾善兵衛	?	
"	9.13	山口今山	組外長野勘六	1週り	
宝暦2(1752)	7.20	山口	荒住子作右衛門	20日	
"	11.2	山口	吉原弥一右衛門・伴新弥	25日	
宝暦3(1753)	7.23	山口宮野	玉井権左衛門伴権重郎	2日	
宝暦4(1754)	2.4	山口	湯浅儀右衛門	35日	
"	5.26	山口	湯浅儀右衛門	70日	
宝暦11(1761)	正.14	四熊村「見馴候医師」	山本忠助	?	※徳山藩領内
"	2.朔	山口	山本忠助	先方2週り	
"	8.16	山口	五ヶ村役河野彦七	35日	
宝暦13(1763)	6.10	備後	大道理村庄屋土田善兵衛	6/15.6~7/10頃	
明和元(1764)	2.19	山口宮野村	亀谷忠左衛門	50日	
"	5.14	山口	中山惣左衛門	5/16~10日間	
"	6.11	山口宮野	御座善右衛門娘・伴十七	30日	
明和2(1765)	5.11	山口	夜市村庄屋山本神兵衛	5/19~23	
"	9.19	山口	小幡一格内	先方3週り	10/12 11月中滞在
明和7(1770)	⑥.13	山口	御手廻子六左衛門	25日	
安永元(1772)	11.12	山口宮野村	景山号市	10日	
安永2(1773)	4.11	山口	大島村庄屋藤井勘右衛門	先方15日	
"	5.9	山口	庄屋藤井勘右衛門	今30日	
安永3(1774)	10.7	山口宮野	渡部甚左衛門	往來20日	12/24出足
安永4(1775)	2.3	山口宮野	渡部甚左衛門	全快難に付日延	2/7更に30日延長 6/13今日帰
"	8.8	山口宮野	組外新六	10日	
"	8.13	山口宮野	渡辺甚左衛門	10日	
安永7(1778)	正.30	山口	客屋番人組組外新六	30日	
"	3.10	若州小浜井伊勢参り	亀谷忠左衛門	130日	4/13出足
"	8.14	山口	組外半左衛門	4~5日今日帰	
安永9(1780)	10.21	山口	浦究役西田直七	日帰り	
天明元(1781)	4.17	萩町医柴田文庵	杉山金吾妹	20日	
"	"	萩町医柴田文庵	福岡左仲父才右衛門	20日	
天明3(1783)	5.26	山口宮野村	亀谷忠兵衛	30日	5/晦昨日出足
天明6(1786)	5.7	萩領三輪善立寺	玉井丈右衛門	10日	
"	5.25	山口	棟居三右衛門	25日	
"	6.13	萩領平尾	玉井丈右衛門	10日	7/5出足
天明7(1787)	5.7	山口徳田治郎右衛門	松井開悦	20日	5/20出足 5/27昨夜帰
"	8.4	山口	西村与一右衛門	12日	
寛政3(1791)	3.15	山口宮野	伊藤五郎右衛門	3日	3/23帰
"	7.19	島田村	伊藤五郎右衛門	明日一宿	
"	8.15	山口	佐伯七左衛門	先方20日	8/17出足、8/26昨日帰
"	9.11	徳佐	伊藤五郎右衛門	?	明日出足
寛政4(1792)	6.20	吉敷ノ田坂節作	桜井權之助	15日	
寛政7(1795)	5.15	平生	庄屋宇田市左衛門伴(4才)	20日	
寛政10(1798)	2.19	平生村	和田文吾	?	
"	3.10	平生ノ岡代助	平野文治	7日	
享和元(1801)	3.26	平生ノ岡養純	生駒牧太組平八	20日	4/12昨日帰
享和2(1802)	4.16	平尾	榎宮可真妻	5日	4/19出足
文化9(1811)	9.28	山口	荒住子伊八	80日	

近世、眼病を巡る人々の動き(吉積)

四八

近世、眼病を巡る人々の動き（吉積）
ものになる。

一 防長の目医師

山口、山口今山、山口宮野などと記述される行先が群を抜いて多いけれども、目医師の氏名はほとんど省略されている。当時は、地名だけで十分通用したのかも知れないが、「山口辺巧者目医師」（享保十二年（一七二七））と記述されているように、山口には名の通った目医師が代々居たことは確かなようである。ただし、地元でも本件に関する史料・文献は遺っておらず、その具体化はむづかしい。往來日数が一〇日から最大八〇日（文化九年（一八一二））にも及ぶ―山口、山口今山、山口宮野などと記される赴き先の平均療養日数は二三日ほどになる―ことを考慮すれば、この医家及びその周辺には宿泊施設が伴わぬと合点が行かないことになるのだが……。

なお、「山口徳田治郎右衛門」（天明七年（一七八七））と「吉敷ノ田坂節作」（寛政四年（一七九二））の記述がわずかに各一回だけ出てくるので、大切にしたいと思う。

その他、防長両国の中で見てみると、一七四〇年前後に防府・防府桑山や三田尻を赴き先とするものがあり、寛政三年（一七九一）には島田村（現光市）や徳佐（現阿東町）もあるが、これらもまた医師名が記述されていない。

一方、明確な記述があるものとして天明元年（一七八一）には萩町医柴田文庵や同六年の三輪（現光市）善龍寺^③、そして、一八〇〇年前後には平生（現平生町）の岡代助・同養純の名が書留められている。

また、宝暦十一年（一七六一）の記事には、徳山藩領の四熊村に「目病氣」見馴候医師^④が居ることが認められる。

二 防長以外の目医師

防長以外に目を向けると、京・大坂（延享三年（一七四六））や備後（宝暦十三年（一七六三））、若州小浜（安永七年（一七七八））を行先とする例がある。また、天明元年のこととして、無断で長崎まで行った女性のことが記されてもいる^⑤。

そして、徳山領内に足を踏み入れ、治療にあたった領外目医師として、前記拙文「領外長逗留者に見る近世社会」で既述の津和野の石川宗伯（文化四年（一八〇七））、萩領平生の河村玄岱・同南鳳（文政期）、京都の田原昌玄や松川法橋夫婦（御室御所医）（ともに天保四年（一八三三））などがあるが、このほかにも次の目医師の記述が認められる。

豊後の目医師平山武左衛門が、元文二年（一七三七）と寛保三年（一七四三）、ともに富田新町（現周南市）に長逗留していることがわかり、後者では四月二十日から九月二十日までの半年間にも及ぶ逗留であった。寛保三年四月二十日の条には、在所が海部郡丹生久土村とあり、現在は大分市にあたる。

三 患者の動向

患者の方に焦点を当ててみる。複数回にわたり目養生に出かけた者が割に多いことがわかり、如何に眼病が長期療

養を強いるものであったかが想像される。

最も回数が多い患者名に伊藤五郎右衛門が居る。寛政三年(一七九一)三月十五日の条に、山口宮野へ期間僅か三日間の目養生許可を与えられたことが記述されたことに始まって、その月二十三日に帰徳。同年四月二十五日の条では、筑前須恵への五〇日間の目養生許可を与えられており、翌五月二十日に帰郷している。そして、七月十九日の条に、今度は島田村(現光市)への一宿の短時日の養生許可を得ている。さらに、九月十一日の条では、徳佐(現阿東町)へ明日出足(期間記さず)の許可を与えられている。またまた、翌寛政四年三月二十日の条には、筑前須恵行き、期間百日もの許可を得ているのである。

「譜録」(122伊藤源五郎、徳山毛利家文庫)によれば、伊藤五郎右衛門は御徒士格・二〇石取り、寛政五年に隠居し、享和二年(一八〇二)に享年六五歳で死去しているから、目患いに悩まされたころは五〇代半ばであったことがわかる。

これに次いで多い顔見せが渡部(辺)甚左衛門。安永三年(一七七四)十月七日の項に、山口宮野へ往来二〇日の許可がさづけられたことが記され、同年十二月二十四日出足、年末年始にかかる養生行であったことになる。そして、翌年二月三日の条に、全快がむつかしいとして日延べの許可が出され、すぐ同月七日にはまた三〇日一ヶ月間の延長が認められている。六月十三日の項にはこの日戻ったとあり、さらに延長が行われたものか、あるいは一旦帰って再度赴いたものか知らないが、半歳にも及ぶ療養期間がとられたらしいことがわかる。またも同年八月十三日の条に、同じく山口宮野へ往来一〇日の許可を得ているのである。

「譜録」(一二五九渡辺岡右衛門、徳山毛利家文庫)によると、渡部家は禄高二〇石、御徒士格、甚左衛門は安永九年他界している。享年は記されていない。

なお、当該日記で許認可決裁の対象者となっているのは、原則、中下級の藩士、町方・在方役人、寺社関係者である。

筑前須恵行きでは、総計およそ七〇例中、その七割が藩士である。

四 筑前国須恵の目医師田原氏

須恵田原家への養生期間は遠方ということだけではすまされぬ長さがある。最低で先方一四日(寛政六年)、最大は一五〇日にも及び、単純に平均すると六三・三日余りになる。また、備考欄に記すように、期間延長の例が窺われている(ただし、実際は十月三日に戻って期間が短縮されている)。天明七年(一七八七)井本正蔵の場合は、三〇日の許可をもらって三月九日出足しながら、翌四月十二日には一五〇日の滞留延長を願って認められている(これも実際は期間を短縮して戻って来ている)。

目養生には長期の治療が必要であった。そこで絶対不可欠なのが宿泊施設である。これには一般農家が使宜供与をし、屋号を持つ農家さえ現われ、『須恵町誌』はこの特異な状況を「眼療宿場」と命名している(屋号には長門屋・山口屋などがあり、今でも屋号が通用する家もあるという)。

『須恵町誌』によると、須恵の眼科医田原氏は、遡れば、豊後大友氏の家臣であり、大友氏滅亡後、十七世紀半ばに筑前は柏屋郡須恵村に移住し来たり、田原貞勝（のち順貞、宝永四年（一七〇七）没）のときに、尾張の馬島、江戸の土生、信州の竹内と並んで日本四大眼科に数えられるに至ったといひ、長らく筑前黒田藩の藩医をも務めた家である。

地元「眼目療治帳」という診察帳に相当するものが断片的に残っており、診察相手患者の処方箋や治療代のほかに地名や名前などが記されている。在地は、遠く北海道の蝦夷松前までに及んで他国者計一〇〇九名を数える中、天保五年（一八三四）一月から翌六年一月まででは、国別で肥前三七五名、筑後二九二名、肥後七四名に次で長門五三名、周防四七名となっている。嘉永二年（一八四九）では、他国者計一〇二二名の中、肥前四一三名を筆頭に筑後二四八名に次で長門七三名、肥後七〇名、壹岐四五名、豊前三五名、そして周防三二名を数えている。ちなみに、徳山と明記される者の数は、天保五、六年で七名、嘉永二年で六名である。

五 目医師田原氏の来診

（一） 享和三年田原養柏の来診

「大殿」、つまり徳山藩第七代藩主で、この当時富田御殿に隠居の身であった毛利就訓（一七五〇—一八三九）が眼病だとして、筑前の田原家へ書状を携えた飛脚二人が放たれたのが、享和三年（一八〇三）四月二十九日のことである。日記によれば、さらに同じ五月十七日にも二人の飛脚が派遣されたことが確かめられ、田原家と飛脚状による

下交渉が行われたといえる。

そして、同年六月八日、田原養柏（六代目養柏貞敷、一八一九年没）本人が参着、宿が富田政所の岩崎平左衛門方と定められる。この日付の日記には、異例の計一二丁にも及ぶ田原養柏滞留中の対応振りが詳しく記述されている。翌九日の四ツ時に御殿に召出され、初診療が行われた。六月十二日には、御暇が下され御殿で料理が振舞われて、治療代として銀五〇枚と晒三疋が与えられている。なお、この時、大殿は麻疹をも患っていたことが日記からわかる。さらに、七月二十五日の条に、田原養柏方へ薬取りとして組付と荒仕子各一人同行の派遣が決裁されたことが記され、同二十八日には実際に出足したことが記されたためられる。

この最初の田原家来診の模様を「富田御殿日記」（徳山毛利家文庫）も使って辿ってみることにする。

（六月七日）

「一筑前目医師田原養柏罷越候に付小郡迄聞繕トして組付老人為飛脚今朝出足差越候尤今晚小郡泊に候哉承り夜通し罷帰候様申付差越候事」（「御蔵本日記」）

（六月八日）

「一筑前目医師田原養柏今日参着に付明日四時 御殿江被 召出候筈に候通富田物頭申出候養柏旅宿江山本東庵遠藤自謙物頭追々罷越及相对之通旁御当役へ申達候事

一大殿様御眼氣御勝不被成候に付筑前眼科田原養柏被 召寄御診被仰付今日到着右旅宿富田政所岩崎平左衛門

方江被仰付（略）」（同前）

（六月九日）

近世、眼病を巡る人々の動き（吉積）

「一今四時田原養柏被 召出候に付罷越河田源三郎遂案内御広間へ通し及逢対引続御医師兩人逢対左候而牧対次郎及相對追付御逢被 遊候に付二ノ御間入口にて田原養柏殿を遂披露左候而 御前江被 召出候而緩々御診被仰付御末席対次郎源三郎相詰候所御勝手へ引之山本東庵遠藤自謙御末席へ御詰させ被成候相濟候而罷下於御次一汁三菜之御懸合被下之候源三郎及挨拶御医師中も追々罷出及挨拶左候而療治旁咄合濟候に付対次郎御醫師中遂挨拶源三郎案内に而退去に付御玄關板之間迄送之」（富田御殿日記）

（六月十一日）

「一御当役方には

田原養柏昨今御診罷出候明日は御料理被下御暇被下候右之趣昨□養柏江及内咄候所昨夜山本東庵旅宿江罷越候所養柏内咄之趣は明日御料理被下候は、十三日御礼遂出仕夫より出立用意に懸り十四日早朝出立仕度左候へは御診都合五度に相成宜候段及内咄候由其段 御上江も申上候所 思召不被為在候御洗薬御引薬三十か分程調置候御様子次第追々可差上由候旁左様被成□□申遣候以上」（同前）

（六月十二日）

「一今日田原養柏被 召出御診被仰付於御次二汁五菜御料理被下之御相伴兒玉齊宮御当役兩度御挨拶有之に而左之通被下之

一銀五拾枚

一晒三疋

右之通被下之右品物井上文左衛門呼寄相渡（略）」（同前）

「一養柏家来江出立前日吸物□□□式積にて御渡被下之左候而文左衛門左之通相達られ候事

一金百疋 白□木包のし

右家来之内留守居江

一銀三兩ツ、塗□木包のし

右侍分兩人江

右之通被下候事」（御蔵本日記）

「一滞留中賭菜数左之通

一着当日出立当朝

壹汁五菜焼物付

酒肴 小皿 坪

一滞留中朝夕

壹汁三菜

一同夜分

吸物小付飯

壹菜香物付

一夕飯夜食共酒出し有之小皿

但酒相好候は、折々相応之肴にて差出尚菓子類相好候ハ、見計を以差出候様賄方江遂沙汰仕候事

右上分

一着当日出立当日

壺汁三菜

酒肴 小皿

一滞留中 朝夕

壺汁式菜

一同夜分

吸物小付飯 香物付

朝夕之間酒壺度出之肴無之

右侍分

一朝夕

壺汁壺菜

一夜分

吸もの小付飯 香もの付

朝夕之間酒同断

右下分

右之通兼而賄方へ御沙汰相成候事」（同前）

このあと紙数六丁にわたり、宿舍岩崎平左衛門宅の湯殿及び手水所などの修理や調達された蚊帳・筆紙等々の用具・道具類（蔵本から五一項目、客屋から四〇項目、地方から一六項目）、薪四〇把・炭一五炭斗を消費したことが縷々書きつらねられており、初めてのことゆえにか大変な心遣いが行われたようすが伺われる。

（六月十三日）

「一田原養柏昨日之為御礼出仕被遊御逢午席御診被仰付退刻罷下り候事」（富田御殿日記）

「二田原養柏明朝出立罷帰候に付旅宿江為暇乞河田源三郎被差越候事」（同前）

（2）文化三年田原養柏の来診

田原養柏はまた、文化三年（一八〇六）にも来徳している。先ず二月四日の項に、遡る正月二十三日田原家へ飛脚が放たれ、帰徳したことが記される。同月十一日の項には、田原養柏からの書状が届き二月五日に須恵を出立すると返事であった旨が記される。そして、二月十三日、田原養柏は計一人（侍分三人と下人八人）を従え、八つ過ぎ富田政所の宿舎としてあてがわれた道源清七方へ参着している。二月十六日五ツ時、御殿に召出され診療が行われたようである。同二十一日の項に筑前へ帰った記事が見える。この二回目の来診は、「富田御殿鑑姫様御眼氣に付筑前眼医田原養柏召寄られ、云々」（御蔵本日記）六月十四日の条）と記されるように、大殿だけではない診療目的であったことがわかる。鑑姫は、大殿の八女、文化二年四月二十五日富田御殿で生れ、同三年四月十八日没。

なお、遡る文化元年六月十六日の条に、田原養柏の許へ飛脚が放たれた記事も見える。

（二月十五日）

「一筑前眼医師田原養柏上下拾貳人今八ツ時過富田政所参着之趣西田助四郎より申出候事
養柏上下拾貳人

内

侍分三人

下分八人

右之通に候過ル癸亥歳罷越候節之供張同様之事

一手水盥壺 湯繼壺

一火鉢壺 小振之分申来候得共無之候に付セントク手あふり江ふり替

但火箸共に

右此度田原養柏為御診 御殿罷出候節入用に付御借用被成度物頭より申越候に付御当役申達御藏本御有合春
慶塗御次用之分差越候事」〔御藏本日記〕

（二月二十一日）

「一今四半時過養柏被 召出於御使者之間源三郎東庵自謙利馬及相對夫より御居間被 召出 御父子様御診被仰
付夫より於御使者之間二汁五菜御料理被下生くわし干くわし薄茶濃茶出之相伴河田源三郎勤之右相濟候而長
浜利馬及挨拶

金万疋

八丈嶋五端

右之通被下之其段申達相渡候所御礼申上罷下候節何れも出会利馬源三郎拔之間迄送之」〔富田御殿日記〕

「一今四時過養柏被 下出候而 御父子様御診被仰付左候而於御前御手登物被下之緩々 御逢対御暇被下之左候
而於御使者之間源三郎ヲ以此度罷越候に付御内々差上もの有之尚又附女中見合被申呉彼は大慶被得候何ぞ御
挨拶可被申答候へ共爰元に而は何も無之依而御整□之至候へ共如目錄 銀五枚

右進入被申旁耳申達候様被申付段申聞相渡候事右彼是重畳難有仕合奉存候段御礼申上呉□□相□罷越候節
出会之面々御玄関迄罷出源三郎板之間へ送之

一西田助四郎より今日見合相成候人数付差越候事

一養柏只今出立罷帰候段助四郎より申出候事

一兩人役へ今四時過養柏被 召出 御親子様御診被仰付御暇被下候而出足申候段御当役方申達候様申遣ス」

〔富田御殿日記〕

（3） 文政九年田原養全の来診

文政七年（一八二四）、五月二十八日荒仕子二名に御用が命ぜられ、翌々の晦日に筑前へ向かっているから何らか
の往來があつたと思われるが、この年の記事はこれにとどまる。

そして、文政九年十月八日に富田政所の岩崎方に参着、翌九日より十一日まで大殿の診療が三度行われ、十二日今
一度診療が行われた後、慰勞と別れの宴が催され、暇乞いが行われて、十三日帰郷の途に就いている。田原氏も養柏
から養全（七代目養全貞亮、一八二三年没）へ代替わりしていた。

（十月九日）

「一 養生旅宿江為見廻山本孝淑五時頃被差越左候而引続キ大野太右衛門罷越相応及挨拶尚今日御診御頼申度候間
追付道案内之者差越可申候間其節御出仕可被下段旁申述置候事

一 四半時出仕小門より御式台江引受太右衛門御式台之間江出迎夫より御使者間江案内中程江座着相応及挨拶茶
たはこ盆出之引続瑞伯孝淑追々罷出左候而 御居間江罷出御診被仰付尤三ノ間入口に而田原養生殿ト披露太
右衛門相動勿論御診之節太右衛門瑞伯孝淑三ノ間南側江相詰左候而御診相濟候上於御使者ノ間に焼物附巻汁
三菜御吸物御着にて御酒等被下之太右衛門瑞伯孝淑追々挨拶罷出相濟引取候節太右衛門坂ノ間迄送り之事
附り往来之節御門番式人下座之事

一 当役方江

今日筑前田原養生全四時被 召出御診被仰付九時過罷下申候段内々知申達候事」〔富田御殿日記〕

（十月十一日）

「一 兩人役江

田原養生儀一昨日より今日迄三度御診被仰付候所最早御診に不及申越に付明十二日被 召出二汁五菜御料理
尚目錄等も被下左候而明後十三日出足被差帰候等御座候間此段御当役江被仰達可被下候尚又先刻申達置候通
御目錄御品目等品々御仕向今日中に御差越可被成段申遣候事

一 兩人役より

覚

一 白羽二重 三疋 白木台居 包のし

一金 巻万疋 同断 田原養生江

一金 百疋 同人留守居分

一 銀 三兩ツ、 侍分式人

一 鳥目 三百文ツ、 下分八人

右此度筑前より被 召寄候に付御役座達を以被下之候分差越申候由也」〔同前〕

（十月十二日）

「一 四半時養生全被 召出昨日同様引受一応富山与三右衛門殿出会挨拶被致夫より御診被仰付其節御末席江太右衛
門孝淑相詰尤与三右衛門殿御末席詰無之御次江被控居候夫より御診相濟直様先席に而二汁五菜御料理干菓子
生菓子出し膳ノ上に而御吸物取肴に而御酒被下候与三右衛門殿太右衛門孝淑追々挨拶罷出候事左候而与三右
衛門達にて左之通被下之（略）

一金 巻万疋

一 白羽二重 三疋

右畢而養生申述候趣は今日御料理被下之尚又色々御取揃拝領被仰付難有仕合奉存候依而は御礼改出仕可仕筈
に御座候得共御薬調合旁取込居候故出仕不得仕候間御礼之儀何分可然御取計可被下候段申聞候事左候而八時
比取引候節与三右衛門殿太右衛門板ノ間迄送之事

一夕方太右衛門儀養生旅宿江罷越此間中度々御診出仕之挨拶尚暇乞旁罷越申候事」〔同前〕

養生の応答ぶりも記録されて興味深い。そして、この年は、こののち薬の調達が行われており、十二月にその礼金三両が払われている。

（十二月十九日）

「二兩人役江

先達而筑前田原養生 御眼氣御診被仰付候御より追々調上之御薬別紙付立之通りに御座候に付御薬代近日被差越候間御仕向明日昼迄に御差越可被成候尤御薬代員数は此内之御振相も可有御座候間御取調之上御仕向越可被成由申遣

一 御煎薬 百三拾八帖

一 御洗薬 三十三帖

一 御挽薬 二貝」（同前）

（十二月二十日）

「二同所（※兩人役）より

一金 三両

田原養生

右御薬礼として被下候分差越申候之由申来ル」（同前）

（4） 文政十年薬の調達

十二月十三日、この年、年初来薬の調達が繰り返され、総計四〇〇帖を数え、その礼金六両が定められている。

（十二月十三日）

「二大野太右衛門棟居幸左衛門申出に付左に

一金 六両

但御服薬四百帖当老帖に付老勿に当候積也

田原養生

右 大殿様御眼氣御不快に付当春已来追々御取寄相成候御服薬為御参礼月番添手紙を以差出之」（御蔵本日記）

当該日記では、田原氏の来徳が今一つ確認される。それは、文政十二年十一月二十四日の記事で、「筑前目医師田原□貞」が眼病治療のため五〇日間、徳山に滞留するというもの。

なお、徳山毛利家文庫・大令録「大令録引出草稿」医師の項に、天保七年（一八三六）五月二十一日、徳山町の明石屋治郎右衛門が筑前田原製目薬販売運上銀を年間二〇目納めるとある。

註

（1） 『山口県文書館研究紀要』第35号（平成20年3月発行）

は吉田）が見えるし、同文庫「御西国珍名産物」（産業5）

（2） 毛利家文庫「譜録」には「目医者」として馬島家（旧姓

には、目医師の項目があり「阿武郡生雲田野／豊浦郡八道」との記載が見えて生雲（現阿東町）と八道（現下関市

近世、眼病を巡る人々の動き（吉積）

豊田町）に目医師が居たことを記す。

また、鈴木昶著『江戸の医療風俗事典』（平成12年東京堂出版）によると、「想像もできないほど眼病が多かったらしい。…幕末に來日したボンベも日本ほど盲人の多い国はない：長崎で調査した結果では、住民の8%がひどい眼病にかかっている」と記している。

(3) 当該日記では「善立寺」と記述されているが、『防長寺社由来』『防長風土注進案』などでは善龍寺（真宗）と表記される。両地誌に、眼科治療に関する記事は認められない。

(4) 徳山毛利家文庫「江戸注進控」元禄元年（一六八九）六月二十六日分に、「眼病段々相滞此辺に而之養生手切」れて難渋する藩士が、芸州広島に「目医巧者成もの有」として先方三〇日の逗留を認めた旨の記述も見える。

(5) 『須恵町誌』（須恵町役場、昭和58年3月発行）の第三節近世の16須恵目薬と眼療宿場（九八九～一〇七〇頁）。

なお、須恵町歴史民俗資料館に収蔵される史料と用具などが「筑前須恵眼治療関係資料」として、福岡県指定有

形民俗文化財（平成17年10月5日指定）になっている。

(6) 「田原□貞」、□は難読字であるが、この前後、下に貞のつく人物は、「須恵町誌」の田原氏系統図には現われない。